

令和7年度第8回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月25日(火)午前9時30分から午前10時30分

2. 開催場所 上下町民会館 2階 会議室

3. 出席委員 11人

1番 秋山 剛	2番 坂永年弘	3番 野津田はるみ
4番 田中智文	5番 小森山仁司	6番 瀬尾 賀
7番 木戸安江	8番 末宗龍司	9番 古城竹吉
10番 竹内茂樹	11番 小寺 旭	

推1番 居神友久	推2番 上岡稔弘	推3番 上門三義
推4番 濱保敬志	推5番 向田定男	推6番 横山寿人
推7番 大野 宏	推8番 平迫 豊	推9番 井上安人
推10番 加納 巧	推12番 榎崎 登	

4. 欠席委員 なし

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号 農地利用集積等促進計画案に関する意見について（中間管理権の設定）

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第24号 非農地証明交付申請について

第4 報告事項

報告第13号 農地法第4条の規定による届出について

報告第14号 農地法第5条の規定による届出について

第5 その他

(1) 12月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 田原 慎吾

農地係係長 皿海 真二

農地係主事 上藤 匠馬

8. 会議の概要

【事務局長】定刻になりましたので、これより令和7年度第8回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】(会長挨拶)

本日の欠席委員はおりません。定数に達しておりますので、令和7年度第8回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりです。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、6番瀬尾委員、10番竹内委員を指名します。よろしくお願ひします。

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願ひします。

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第21号を説明）

【議長】 それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を上岡委員お願ひします。

【推2番 上岡委員】 11月17日に坂永委員、代理人の3名で現地確認を行いました。譲渡人は遠方に居住しており、耕作管理も困難であることから、今回移住を考えられている譲受人に家屋と農地を合わせて売買されるとのことです。申請地も住居に隣接しているため、管理等も行いやすく問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

【議長】 続いて、番号2を平迫委員お願ひします。

【推8番 平迫委員】 11月15日に大野委員と現地確認を行いました。譲渡人は市外へ居住しており、耕作管理が困難であり農業後継者もいないことから、この地域で経営拡大を考えている譲受人に譲渡されるとのことです。特に問題ないと思われますのでよろしくお願ひします。

【議長】 続いて、番号3及び番号4を大野委員お願ひします。

【推7番 大野委員】 11月17日に平迫委員、譲受人、事務局の4名で現地確認を行いました。番号3と番号4は土地の交換の案件になります。番号3は共有地だったものを、単独名義に変えて引き続き耕作をされることです。番号4は自宅に隣接しているため耕作管理が容易であることから交換されることです。よろしくお願ひします。

【議長】 ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 21 号は許可妥当とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 21 号は提案どおり許可妥当とします。

【議長】続いて、議案第 22 号 農地利用集積等促進計画案に関する意見について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 22 号を説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明ですが、番号 2 から番号 8 及び番号 13 から番号 26 は更新の案件ですので補足説明を省略します。番号 1 及び番号 9 から番号 12 は新規の案件ですので補足説明をお願いします。それでは、番号 1 を末宗委員お願いします。

【農 8 番 末宗委員】この案件は、以前賃貸借契約で耕作していたものを、使用貸借契約に変更して、今後も引き続き耕作するものです。よろしくお願ひします。

【議長】続いて、番号 9 から番号 12 を上門委員お願いします。

【推 3 番 上門委員】11 月 21 日に現地確認を行いました。番号 9 から番号 11 の申請地は、貸付人の居宅前に位置しており、借受人の父が耕作管理していたところを借受者の名義として引き続き耕作をされることがあります。番号 12 の申請地は、県道府中上下線から市道に入り、三和町方面に約 750m 進んだところに位置しています。貸付人がビニールハウスで花の栽培を行っていましたが、高齢となり継続が困難になったことから後継者を探しており、今回の借受人と話がまとまり、正式に権利設定を行うことになったものです。よろしくお願ひします。

【議長】ただ今説明がありました議案について、審議していただきますが、農業委員会等に関する法律第 31 条で「農業委員会の委員は自己等の関する事項については、その審議に参加することが出来ない。」とあります。議案第 22 号の番号 1 は末宗委員に、番号 9 から番号 12 は古城委員に関する事案ですので、議事に参与できません。末宗委員及び古城委員は暫時退席をお願いします。

（末宗委員・古城委員 退席）

【議長】先程の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 22 号は提案どおり承認することに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第22号は提案どおり異議なしとします。

(末宗委員・古城委員 入室)

【議長】議事を再開します。

【議長】続いて、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第23号説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を檜崎委員お願いします。

【推12番 檜崎委員】11月17日に小森山委員と2名で現地確認を行いました。現地は、土生町にある辰山神社から南東に約100mに位置しています。譲渡人は現在耕作することが困難であり農業後継者もいないことから、土地を有効活用してもらえる譲受人に譲渡し、太陽光発電施設用地として利用してもらうとのことでした。土砂の流出等の恐れもなく、雨水は水路に流されるようになっており問題ないと思われます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第23号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第23号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、議案第24号 非農地証明交付申請について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第24号説明）

【議長】それでは担当委員の補足説明をお願いします。番号1を加納委員お願いします。

【推10番 加納委員】11月17日に小森山委員、檜崎委員、申請者、事務局の5名で現地確認を行いました。昭和45年に建物を建築しており、この度境界を確定させること及び地目を現況に合わせるとのことでの申請されました。問題ないと思われます。

【議長】続いて、番号2を井上委員お願いします。

【推9番 井上委員】11月19日に小寺会長、竹内委員、代理人、事務局の5名で現地確認を行いました。昭和13年に倉庫が建築されており、当時から現在まで利用をされ

ているとのことです。この度地目を現況に合わせるとのことで申請されました。問題ないと思われますのでよろしくお願ひします。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第24号は提案どおり承認とすることにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第24号は提案どおり承認とします。

【議長】続いて、日程第4 報告事項に入ります。報告第13号 農地法第4条の規定による届出及び第14号 農地法第5条の規定による届出について、一括して事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第13号及び第14号 報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。これをもって本日の議事については終了とします。

【議長】続いて日程第5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、12月25日（木）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【議長】それでは、次回は12月25日（木）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和7年11月25日

議長（会長）

以上の議事の内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人